

失業と貧困に対する人権保障を訴える会長声明

昨年9月アメリカ合衆国に端を発した金融危機、世界同時不況の下で、日本においては、派遣労働者その他の非正規労働者の大量解雇や雇止めが相次ぎ、職も住居も失った失業者が寒風の巷に溢れる状況が続いてきた。この年度末に向けては、さらに解雇等が激増することが見込まれ、厚生労働省によれば昨年10月以降3月までに失職する非正規労働者は約15万8000人とされているが、それに数倍するという予測もある。そして、人員整理の波は近時、正規労働者にも及びつつある。

問題が深刻なのは、現下の大量の失業が、労働者・市民の生存すら脅かすものにまでなっていることである。年来の労働分野における規制緩和や構造改革政策の結果、非正規労働者が増え続け、いまや1900万人（全労働者の35.5%）にも及び、雇用の流動化と不安定化が広く深く進行した状況にある。その結果、年収200万円以下の労働者は1000万人を超えて、働く貧困層（ワーキング・プア）が増大して、貯蓄ゼロの世帯人口が約3000万人にも達するという事態となっている。このように貧困と格差が一般化した現在の社会の下では、失職によって、明日からの生活に直ちに窮するという人々が大量に生み出されていくことになる。

その象徴的な存在は派遣労働者である。1985年の労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）の制定は日本の労働法制の規制緩和への転換点であった。当初専門的業務に限定して一時的な需要に対応するものとされていたはずの派遣労働は、その後、逐次大きく規制が緩和され、対象業務の原則自由化（ネガティブ・リスト化）・期間制限の緩和・製造業への派遣の解禁等によって派遣労働者が一挙に増大し、同時に、日ごとに職場を漂流する「日雇い派遣」という形態も一般的なものとなってきた。

こうして、派遣労働者は、使用者が雇用主としての責任を負わないまま、一時的・臨時のしかも安価な、景気の動向に応じていつでも増減できる雇用調整弁としての存在になっている。今次の金融危機と未曾有の不況の下で、派遣労働者が真っ先に整理の対象とされたのは、その制度からしていわば当然の成り行きであった。

しかしその結果は悲惨であり、非人道的である。多くの派遣労働者は住居も派遣元の寮などに依存しており、低賃金で蓄えもなく、失職すれば住むところさえ失って直ちに路頭に迷うところとなった。失業と貧困の連鎖の末、ホームレスの状態に陥る人々は急速に増大している。

以上のような労働と貧困の現状は、日本弁護士連合会が2008年10月3日の人権擁護大会で決議したように、本来人々が生まれながらにして享有している人権を侵害する状況となっている。国及び地方自治体は、個人の尊厳と幸福追求権を保障した憲法13条、法の下の平等を規定した憲法14条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲法25条、及び勤労の権利を保障した憲法27条等に照らし、全ての人々が人間らしく働き、生活する権利を実現する責務がある。

そこで、国は、非正規労働者等が広く雇用保険の対象となるための十分な措置を構築、給付を伴う職業訓練制度を充実、企業による解雇回避と雇用確保のための措置を強化、職業紹介に万全を期すなど、雇用保険制度・雇用対策制度を抜本的に改善して、失業に対するセーフティー・ネットを早急に強化拡大すべきである。

また、国及び地方自治体は、生活保護制度が最後のセーフティー・ネットとして十分に機能するよう、その制度と運用を改め、保護を必要とする人々が安心して利用できるものに改善すべきである。同時に、現在の緊急事態に対処するための相談窓口の充実、公的融資制度の整備、住居を失った人々の住居の確保など、必要な施策を最大限講ずるべきである。

さらに、国は、今回その弊害が現実化した労働者派遣法について、抜本的改正を行うべきである。現在、国会には同法の改正案が提出されているが、その内容は極めて不十分なものである。派遣労働は、本来それを認める場合でも、一時的・臨時的な専門的業務に限定されるべきものである。したがって、今回の労働者派遣法改正においては、製造業への派遣禁止はもちろんのこと、派遣対象業務を真に専門的な業務に限定し、日雇い派遣はもとより登録型の不安定な雇用形態は廃止し、マージン率を規制し、均等待遇を義務づけるなど、同法の基本的あり方を根本から見直すべきである。そして、直接の正規雇用が原則であるとの基本に立ち返り、わが国の雇用のあり方を大きく転換していくべきである。

当会もまた、現状の失業と貧困下における人権侵害に対し、基本的人権の擁護と社会正義の実現の使命に立脚し、働く人の相談窓口と法的支援体制の拡充、生活保護申請の支援体制の強化、他の関係団体との連携等の取組みを通じて、その人権保障のために最大限の努力を尽くすことを表明するものである。

2009年3月26日

横浜弁護士会
会長 武井 共夫